

重要事項説明書

まろにえ介護老人保健施設のご利用案内

1. 事業者

事業者の名称	社会医療法人 緑泉会
法人所在地	鹿児島市与次郎1丁目7番1号
法人種別	社会医療法人
代表者氏名	理事長 米盛 公治
電話番号	099-230-0100

2. ご利用施設

施設の名称	まろにえ介護老人保健施設
開設年月日	平成10年5月1日
施設の所在地	鹿児島市草牟田二丁目26番45号
施設長名	尾辻 達人
電話番号	099-226-3270
FAX 番号	099-226-3271
介護保険指定番号	介護老人保健施設 鹿児島県4650180120

3. 実施事業

施設…介護老人保健施設	H12.4.1 指定	定員70名	基準該当サービス
居宅…通所リハビリテーション	H12.4.1 指定	定員80名	基準該当サービス
短期入所療養介護	H12.4.1 指定		基準該当サービス

＊社会医療法人緑泉会の実施する事業

米盛病院
与次郎米盛クリニック
マロニエ訪問看護ステーション「護国」
米盛病院居宅介護支援事業所

4. 施設運営の方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援することまた、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続出来るよう、（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合は、療養環境の調整などの退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に添って当施設でも、老人保健施設サービスを提供しています。入所後のカンファレンスや会議等には、利用者や身元引受人にもご参加いただき、施設と利用者・身元引受人の協力の下でサービス提供を行い、在宅への復帰も見据え、外出・外泊等を勧めその結果を、機能訓練等に活かしていけるよう努力を行っています。また、入所生活全般が機能訓練となります。レクリエーション等の参加により、心身の向上に努めていただきます。

状態が改善され、在宅への可能性が認められる場合には退所となります。

施設の運営方針を以上のように定めておりますので、ご理解頂いた上でご利用下さい。

5. 老人保健施設概要

居	室	…	1人部屋	2F（205号室）・3F（305号室）～各1室
			2人部屋	2F（212号室）・3F（313号室）～各1室
			3人部屋	2F～2室 ・ 3F～2室
			4人部屋	2F～6室 ・ 3F～7室
食	堂	…	4F	
機能訓練室	…	4F		
浴	室	…	1F（一般浴）・2F（特別浴）	
診 察 室	…	2F		
レクリエーションルーム	…	4F		
デイケアルーム	…	1F		

6. 職員体制

医	師…	1	名（ <u>管理者と兼務</u> ）	薬	剤	師…	1	名（ <u>非常勤</u> ）						
看	護	職	員…	7	名以上	介	護	職	員…	17	名以上			
理	学	療	法	士…	2	名以上	管	理	栄	養	士…	1	名以上	
事	務	員	…	2	名以上	介	護	支	援	専	門	員…	1	名以上

*上記の職員数は、施設で定めた最低定員です。実働職員数は組織図をご参照ください。

7. 施設サービスの概要

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に特別な介助を要する利用者には特別浴槽で対応します）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護
- ⑧ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
- ⑨ 基本時間外施設利用サービス（延長預かり）
*何らかの理由のより、ご家族のお迎えが通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用します。（別料金）
- ⑩ 相談援助サービス
- ⑪ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑫ 行政手続き代行
- ⑬ その他

※これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂くものもありますので、具体的にご相談下さい

8. 介護保険施設サービスについて

- ① 介護保険証及び介護保険負担割合証の確認
ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。
- ② ケアサービス
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者の家庭等での生活を継続維持する為に立案された居宅介護サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復をはかるため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わる医師及び理学療法士その他専ら通所リハビリテーション（介護予防通所

リハビリテーション) の提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) 計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者(ご家族) の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

③ 生活サービス

食事について

昼 食 12:00 ~

おやつ 15:00 ~

夕 食 18:00 ~ (延長の場合のみ)

※食事は原則として利用者と一緒に食堂でおとりいただきます。

※給食室のスタッフは、施設給食専門業者に業務委託しており、管理栄養士の指導のもとに、当施設の厨房で調理されます。

※糖尿食、腎臓食等の特別食(治療食) は、医師の指示に基づき提供されます。

9. 利用料の額詳細について

詳細は別紙「利用料金表」参照及び介護保険負担割合証に定める割合となります。

① 法定代理受領

(1) 大規模型通所リハビリテーション費(1日につき)

所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合

(一) 要介護 1	715 単位
(二) 要介護 2	850 単位
(三) 要介護 3	981 単位
(四) 要介護 4	1137 単位
(五) 要介護 5	1290 単位

(2) 大規模型通所リハビリテーション費(1日につき)

所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合

(一) 要介護 1	622 単位
(二) 要介護 2	738 単位
(三) 要介護 3	852 単位
(四) 要介護 4	987 単位
(五) 要介護 5	1120 単位

(3) 大規模型通所リハビリテーション費(1日につき)

所要時間 1 時間以上 2 時間未満の場合

(一) 要介護 1	369 単位
(二) 要介護 2	398 単位
(三) 要介護 3	429 単位
(四) 要介護 4	458 単位
(五) 要介護 5	491 単位

(4) 1 月につき

リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 793 単位(6 月以内)

または、リハビリテーションマネジメント加算(ハ) 473 単位(6 月超)
事業者の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合 270 単位

(5) 入浴介助加算(Ⅰ)(1日につき) 40 単位

(6) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 22 単位

(7) 短期集中個別リハビリテーション実施加算(退院・退所 3 月以内)

110 単位/日

(8) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)(週 2 回) 240 単位

(9) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ) 1920 単位

(10) 移行支援加算(1日につき) 12 単位

- (11) 口腔機能向上加算 (Ⅰ) (1月につき2回まで) 150単位/回
- (12) 口腔機能向上加算 (Ⅱ) (1月につき2回まで) 160単位/回
- (13) 中重度者ケア体制加算 (1日につき) 20単位
- (14) 口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ (6月に1回を限度) 20単位
- (15) 科学的介護推進体制加算 (1月につき) 40単位
- (16) 栄養アセスメント加算 50単位/月
- (17) 延長加算
 - 所要時間8時間以上9時間未満 50単位
 - 所要時間9時間以上10時間未満 100単位
- (18) リハビリテーション提供体制加算
 - 5時間以上6時間未満 20単位/回
 - 6時間以上7時間未満 24単位/回
- (19) 退院時共同指導加算 600単位/回
- (20) 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)
 - (一) 要支援1 2268単位
 - (二) 要支援2 4228単位
- (21) サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ 要支援1 88単位/月
要支援2 176単位/月
- (22) 口腔機能向上加算 (Ⅰ) (1月につき1回まで) 150単位/回
- (23) 口腔機能向上加算 (Ⅱ) (1月につき1回まで) 160単位/回
- (24) 口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(Ⅱ) (6月に1回を限度) 20単位/5単位
- (25) 科学的介護推進体制加算 (1月につき) 40単位
- (26) 栄養アセスメント加算 50単位/月
- (27) 栄養改善加算 200単位/月
- (28) 一体的サービス提供加算 480単位/月
- (29) 退院時共同指導加算 600単位/回
- (30) 介護職員等処遇改善加算Ⅰロ

その他の料金

- (1) 食費
 - 昼食 700円
 - おやつ 120円
 - 夕食 530円 (延長の場合のみ)
- (2) その他利用者の状況に合わせて提供するもの
 - 日用品費 50円
 - 教養娯楽費 50円
 - おむつ代 実費

② 支払方法

毎月、月初の5日までに、前月分の請求書を発行いたします。(請求書は、事務室窓口にて交付いたします。尚、請求書のご郵送も可能ですので、ご希望される場合は別紙同意書に請求書のご郵送先をご記載下さい。)その月の25日までにお支払い下さい。お支払い頂きますと領収書を発行致します。(ご利用を中止される場合は、中止の時点で請求書を発行します。)尚、要介護認定結果が通知されるまでの暫定サービス計画による場合は、介護認定通知受領後のご請求となります。

お支払方法は、事務室窓口での現金支払い又はカード決済、当施設が指定する銀行口座への振込み及び口座振替のいずれかとなりますが、諸事情により双方話し合いの結果、別途方法がとられる場合はそれによります。

1 0. 協力医療機関（50音順）

米盛病院 与次郎米盛クリニック
そうむた脳神経外科・糖尿病内科

1 1. 協力歯科医療機関（50音順）

医療法人篤志会 さこだ歯科

1 2. 非常災害時の対応

非常時の対応 … 別途定める「まろにえ介護老人保健施設 防災計画」に基づき、対応を行います。

平常時の訓練等 … 別途定める「まろにえ介護老人保健施設 消防計画」に基づき、年2回昼間および夜間を想定した訓練を行います。

消防計画等 … 消防計画は消防署への届出を行っております。なお内容に変更が生ずる場合はその都度届出を行います。

1 3. 当施設をご利用の際に留意いただく事項

施設設備の利用 … 施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、賠償していただくことがございます。

外出 … 外出は無断ではできません。施設長の許可を得ていただきます。外出時の事故に関しては当施設では責任を負いかねます。（必要を認めた場合は施設職員が同行しますのでご相談ください。）

喫煙・飲酒 … 喫煙は決められた場所以外ではお断り致します。飲酒は、病状等の兼ね合いもありますので、無断での持ち込みはご遠慮願います。必ず職員へ届け出てください。

迷惑行為等 … 騒音等他の入所者の迷惑になるような行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。

所持品の管理 … 私物の持ちこみは、最小限度にとどめ、日常生活に必要でない特別な物品の持ちこみや危険物の持ちこみはご遠慮下さい。私物に関しては、必ずお名前をご記入下さい。

現金等の管理 … 貴重品、多額の現金の持ちこみはご遠慮下さい。万が一現金等の紛失があった場合は責任を負いかねます。

宗教活動等 … 施設内での他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

1 4. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。また、他の利用者の迷惑行為になることはおやめ下さい。

1 5. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。（まろにえ介護老人保健施設 099-226-3270 ）

要望や苦情等は、支援相談担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが
そのほか、文書等での受付も可能です。

16. その他

必要物品等の案内に関してなどは、別紙案内を行っておりますので、ご参考ください。